

ロシア連邦

連邦法

連邦法「経済的に重要な組織である事業体における法人関係の規制の特異事項について」 およびいくつかのロシア連邦の法令の改正について

国家院（下院）採択 2025年 7 月22日

連邦院（上院）承認 2025年 7 月25日

第1条

2023年 8 月 4 日付連邦法第470-FZ号「経済的に重要な組織である事業体における法人関係の規制の特異事項について」（ロシア連邦法令集、2023、No. 32、掲載番号 6202；2024、No. 1、掲載番号17；No. 33、掲載番号4996；No. 49、掲載番号7437；No. 53、掲載番号 8532）に以下の変更を加える：

1）第2条において：

a) 第1項の：

第1号の「e」を以下の文言に変更する：

「e）事業体またはその事業体と同じグループに属するその他のロシアの法人の信託管理下にある資産の総額が、直近の会計報告年度の財務諸表のデータによれば4,000億ルーブルを超えており、事業体または上記法人と信託管理契約を締結している顧客数が、上記財務諸表データで30万以上である（事業体または上記法人が本項第2号「f」に定める職業的有価証券市場参加者であることを条件とする）；」；

第2号の：

第1段落の「またはその子会社」という文言を削除する；

「f」を以下の文言に変更する：

「f）事業体またはその事業体と同じグループに属するその他のロシアの法人が、1996年 4 月22日付連邦法第39-FZ「有価証券市場について」にもとづいて有価証券の管理業務を行う職業的有価証券市場参加者であり、ロシア連邦金融市場の安定と発展の確保に大きな影響を及ぼしている（事業体または上記法人が、同時に本項第1号「e」に定める基準に適合していることを条件とする）；」；

b) 以下を内容とする第3～5項を追加する：

「3．経済的に重要な組織一覧への事業体の記載についての情報へのアクセスを、ロシア連邦政府の決定によって制限することができる。この場合、当該情報へのアクセスの条件および手順は、ロシア連邦政府によって定められる。

4．本連邦法第1条に定める目的を達成するため、以下の条件が同時に満たされている場合、ロシア連邦政府は経済的に重要な組織一覧に、すでにこの一覧に含まれている他のロシア事業体の子会社であるロシアの事業体を加えることができる：

1）ロシアの事業体が（このロシア事業体と同じグループに属しているまたはこの事業体の子会社である

ロシアの法人を考慮に入れることなく）、本条第1項第1号および第2号に定める条件を満たしている；

2) ロシアの事業体の議決権株式（定款資本金持分）の50%超が、経済的に重要な組織一覧に含まれていて、その議決権株式（定款資本金持分）の50%超がその株主としての（当該の経済的に重要な組織の外国持株会社としての）権利の行使が本連邦法によって停止され、再開されていない外国法人に直接的に属しているような他のロシアの事業体に直接的に属している（そうした議決権株式（定款資本金持分）が本連邦法にしたがって他の者の直接的所有に引き渡されていた場合には、属していた）；

3) ロシアの事業体の議決権株式（定款資本金持分）の25%以上が、本項第2号に掲げる外国法人に直接的に属している；

4) 本項第2号に掲げる外国法人における、本連邦法第7条第1項第1号に掲げる者の直接的および（または）間接的な参加持分が100%である。

5. 本条第4項に定める場合、本条第4項第2号に掲げる外国法人は、本条第4項第1段落に掲げるロシア事業体の外国持株会社と認められ、この外国法人に対しては、本連邦法に定める措置が適用される。」；

2) 第6条第5項の「2025年12月31日」という文言を「2026年12月31日」という文言に差し替える；

3) 第7条に以下を内容とする第20～24項を追加する：

「20. 本条第1項第1号または第2号に掲げる者が、経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）の直接的な所有に移行せず、同人に属し、その存在が本連邦法において同人を経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）を間接的に所有している者と認める理由となっているところの有価証券および（または）財産権が、なんらかの法的根拠にもとづいて、ロシア連邦市民（単数および複数）および（もしくは）2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「為替規制および為替管理について」に定義されるロシア連邦居住者（単数および複数）によって、または上記の者たちの支配下にある法人（単数および複数）によって取得されていた場合、当該の市民（単数および複数）および（もしくは）居住者（単数および複数）、またはその者たちの支配下にある法人（単数および複数）、または経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）の直接的所有に移行する権利を本条第6項にしたがって上記の者たちから引き渡された者は、外国の持株会社による経済的に重要な組織に関する株主としての権利の行使が停止される期間（延長された分を含め）が満了するまでに、経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）の直接的所有への移行しなければならない。この場合、経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）の直接的所有への移行は、本条第1項第1号に掲げる者たちについては、本条第4項、第5～13項に定める手順で、本条第4項および第8項に定める期限を遵守することなく行われる。

21. 本条第1項第1号または第2号に掲げる者が、経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）の直接的な所有に移行せず、同人に属し、その存在が本連邦法において同人を経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）を間接的に所有している者と認める理由となっているところの有価証券および（または）財産権が、なんらかの法的根拠にもとづいて、ロシア連邦市民（単数および複数）ではない者および（もしくは）2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「為替規制および為替管理について」に定義されている、その属人法がロシア連邦、ロシア連邦の法人および自然人に対して非友好的行動を実行している外国の法ではないようなロシア連邦居住者（単数および複数）ではない者によって、または上記の者たちの支配下にある法人（単数および複数）によって取得された場合、上記の者またはその支配下にある法人（単数および複数）は、本項に定める市民権（居住者資格）を証明する文書を提出することを条件として、外国の持株会社による経済的に重要な組織に関する株主としての権利の行使が停止される期間（延長された分を含め）が満了するまでに、本条第1項第2号に掲げる者たちについては、本条第4項、第5～13項に定める手順で、本条第4項および第8項に定める期限を遵守することなく、経済的に重要な組織の株式（定款資本金にお

る持分)の直接的所有に移行する権利を有する。経済的に重要な組織の株式(定款資本金における持分)の直接的所有に移行する権利が本条第6項にしたがって引き渡された場合には、当該の権利を引き渡された者は、外国の持株会社による経済的に重要な組織に関する株主としての権利の行使が停止される期間(延長された分を含め)が満了するまでに当該の株式(定款資本金における持分)の直接的な所有に移行しなければならない。

22. 本条第1項第2号に掲げられ、経済的に重要な組織の株式(定款資本金における持分)の直接的な所有に移行しなかった者が、本条第4項および第8項に定める期限、またはロシア銀行理事会が本条第7項にしたがって定めた経済的に重要な組織の株式(定款資本金における持分)の直接的な所有への移行期限の満了時に、経済的に重要な組織の株式(定款資本金における持分)の直接的な所有へ移行する権利を本条第6項にしたがって引き渡した場合、当該の権利を引き渡された者は、外国の持株会社による経済的に重要な組織に関する株主としての権利の行使が停止される期間(延長された分を含め)が満了するまでに当該の株式(定款資本金における持分)の直接的な所有に移行しなければならない。

23. 本条第20～22項に掲げる者たちが経済的に重要な組織の定款資本金において間接的に所有する持分の大きさを決定する際、外国の持株会社の経済的に重要な組織における参加持分は、経済的に重要な組織の株式(定款資本金における持分)の直接的な所有に移行した者たちの間での当該の株式(定款資本金における持分)の分配および(または)経済的に重要な組織の自社株(定款資本金における経済的に重要な組織に属する持分)としてのそれら株式(定款資本金における持分)を勘定に入れることなく、外国の持株会社による経済的に重要な組織に関する株主としての権利の行使を停止する旨の商事裁判所の決定が宣告された日時点における当該持株会社の参加持分に等しいものとする。

24. 本条第20～22項の規定は、外国の持株会社に本条第15項にしたがって補償金が支払われた場合には適用されない。」；

4) 第8条に以下を内容とする第3項および第4項を追加する：

「3. ある経済的に重要な組織に関して外国持株会社が有する株主としての権利の行使を再開する旨の商事裁判所による決定は、他の経済的に重要な組織に関してこの持株会社が有する株主としての権利の行使を再開するという決定を商事裁判所が下す根拠とはならない。

4. 外国の持株会社による経済的に重要な組織に関する株主としての権利の行使が停止される期間の満了、または外国持株会社が有する株主としての権利の行使が再開される旨の商事裁判所の決定は、経済的に重要な組織一覧から当該の事業体を除外する根拠とはならない。」；

5) 第11条に：

a) 以下を内容とする第3項の1を追加する：

「3の1. ロシア連邦政府が定める場合には、本連邦法第5条第2項第1号に掲げる連邦行政機関は、本条第1項に定める商事裁判所決定が宣告されるよう申し立てることができる。」；

b) 第4項の「第3項」という文言を「第3項または第3項の1」という文言に差し替える；

6) 第13条第3項第1段落の「、第7条第1項、第6項および第7項に掲げる者による、経済的に重要な組織のそうした株式(定款資本金における持分)の直接的な所有への移行」という文言を、「(本連邦法第7条第20～22項に定める場合を含む)、本連邦法第7条第20～22項に定める場合における有価証券および(または)財産権の取得、および第7条第1項、第6項、第7項、第20～22項に掲げる者による経済的に重要な組織のそうした株式(定款資本金における持分)の直接的な所有への移行」という文言に差し替える」。

第2条

2007年11月23日付連邦法第270-FZ号「ハイテクノロジー工業製品の開発、生産および輸出の支援を行う国家コーポレーション『ロステフ』について」（ロシア連邦法令集、2007年、No. 48、掲載番号5814；2009、No. 19、掲載番号2278；2011、No. 1、掲載番号49；2013、No. 9、掲載番号871；2014、No. 30、掲載番号4260；2019、No. 14、掲載番号1464；2025、No. 14、掲載番号1583）に以下の変更を加える：

1）第6条第10項を失効したものと認める；

2）第13条第3項において、「株式」という文言を「株式（定款資本金における持分）」という文言に差し替える。

第3条

2015年7月13日付連邦法第224-FZ号「ロシア連邦における国家・民間パートナーシップおよび地方自治体・民間パートナーシップについてならびにいくつかのロシア連邦の法令の改正について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 29、掲載番号4350；2023、No. 29、掲載番号5314；2024、No. 33、掲載番号4998）第13条に以下を内容とする第7項の1を追加する：

「7の1. 協定締結後、それ以前に協定の作成および（または）締結に利用された文書（プロジェクト実施提案書、プロジェクト実施決議書、入札書類、落札者が提出した応札書類、入札結果調書、落札者との交渉調書、およびこれら文書の附属書など）は、協定にその旨が直接定められている場合にのみ、更新され、プロジェクト実施に際して利用されるものとし、協定を一方的に変更するための根拠とすることはできない。」。

第4条

1. 本連邦法は、それが公布された日を以て発効する。

2. 2023年8月4日付連邦法第470-FZ号「経済的に重要な組織である事業体における法人関係の規制の特異事項について」第7条第20～24項および第13条第3項の規定（本連邦法による改訂版）は、2023年9月4日以降に発生した権利関係に対して適用される。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年7月31日

第350-FZ号